様式第28の2（第8条関係）（令元総省令5・追加、令元総省令19・一部改正）

電気通信番号の使用に関する報告
（卸電気通信役務（０ＡＢ～Ｊ）の提供状況）

年３月31日現在

事業者名
法人番号

卸先事業者名	法人番号	卸電気通信役務により提供する番号数	電話転送役務の提供

注１　本様式は、報告対象事業者が、電気通信番号規則別表第１号に掲げる固定電話番号を使用して卸電気通信役務の提供を行う場合に限り提出すること。

２　「卸先事業者名」及び「法人番号」の欄は、報告対象事業者から卸電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者（以下「卸先事業者」という。）について、卸先事業者の氏名又は名称、及び卸先事業者の法人番号をそれぞれ記載すること。ただし、法人番号の記載ができない場合にあつては、当該電気通信事業者の住所を記載すること。

３　「卸電気通信役務により提供する番号数」の欄は、卸先事業者ごとに、卸電気通信役務により提供した電気通信番号の数を記載すること。

４　「電話転送役務の提供」の欄は、卸先事業者に対し、電話転送役務（発信転送又は着信転送における利用者設備識別番号として固定電話番号を使用する場合に限る。）を提供している場合に「○」を記載すること。

５　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。